

につしーすこやか推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 大阪市西区における健康増進計画「すこやか大阪21」の推進を目的に「につしーすこやか推進委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 健康増進計画「すこやか大阪21」の推進に関すること。
- (2) その他、地域保健の推進に必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は区内各種団体から推薦を受けた委員をもって組織する。

- 2 1項の区内各種団体は別紙のとおり。
- 3 委員会は、委員及び専門委員により構成する。
- 4 特定の事項について専門的知識を有するものが専門委員となる。
- 5 必要に応じて、1項に新たな団体を加えることができる。

(任期)

第4条 委員及び専門委員の任期は1年とする。ただし、再選を妨げない。

2 欠員によって就任した委員及び専門委員の任期は、前任者の残任期間

とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が召集する。

(意見の聴取)

第7条 委員会は、必要あるときは、委員以外の者から意見を聞くことができる。

(事務局)

第8条 本会の事務局は、西区保健福祉センターに置く。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附則 この要綱は、平成23年2月2日から施行する。

別紙 「区内各種団体」

西区医師会 西区歯科医師会 西区薬剤師会 西区体育厚生協会

西区スポーツ推進委員協議会 西区青少年指導員連絡協議会

西区青少年福祉委員連絡協議会 西区子ども会連合協議会

西区視聴覚教育協議会 西区食生活改善推進員協議会つたの会

西区健康づくり推進協議会コスモス会 西区老人クラブ連合会